

医 事 課

1. 医療従事者数

職 種	従事者数	備 考 (資料等)
医 師	255,792	平成12年末届出者数
歯 科 医 師	90,857	「平成12年医師・歯科医師・薬剤師調査」
保 健 師	42,295	平成13年末従事者数
助 産 師	25,053	「医療施設(動態・静態)調査・病院報告」及び
看 護 師	699,486	「(厚生省報告例)衛生行政業務報告」による推計
准 看 護 師	419,716	
診療放射線技師	52,043	平成13年末免許取得者数
理学療法士	30,084	
作業療法士	17,227	
臨床検査技師	145,007	
衛生検査技師	132,160	
視能訓練士	4,608	
臨床工学技士	15,280	
義肢装具士	2,667	
救急救命士	21,115	
言語聴覚士	5,587	
歯科衛生士	67,376	
歯科技工士	37,244	
あん摩マッサージ指圧師	96,788	
はり師	71,551	
きゅう師	70,146	
柔道整復師	30,830	

2. 養成施設等の現状

(平成14年4月1日現在)

養成種別	厚生労働大臣指定		文部科学大臣指定等		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	か所	人	か所	人
医師	—	—	80	7,695	80	7,695
歯科医師	—	—	29	2,692	29	2,692
保健師	37	1,370	114	7,640	151	9,010
助産師	36	813	92	5,145	128	5,958
看護師	802	35,000	307	18,630	1109	53,630
准看護師	*337	14,343	126	1,210	463	15,553
歯科衛生士	113	6,006	21	1,290	134	7,296
歯科技工士	57	2,388	14	525	71	2,913
診療放射線技師	15	1,082	24	1,182	39	2,264
理学療法士	116	5,170	37	1,079	153	6,249
作業療法士	106	4,170	30	926	136	5,096
臨床検査技師	33	1,754	23	1,100	56	2,854
視能訓練士	14	550	4	130	18	680
臨床工学技士	25	1,399	5	190	30	1,589
義肢装具士	5	110	—	—	5	110
救急救命士	26	1,652	2	200	28	1,852
言語聴覚士	39	1,385	9	380	48	1,765
あん摩マッサージ指圧師	7	333	84	803	91	1,136
はり師・きゅう師	44	3,214	3	240	47	3,454
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	26	1,195	59	606	85	1,801
柔道整復師	48	3,960	1	60	49	4,020

- ※注1. 医師の文部科学大臣指定等には、防衛医科大学校を含む。
 2. 医師、歯科医師は募集人員であり、その他は1学年定員である。
 3. 准看護師の※印は都道府県知事指定である。

3. 医師臨床研修病院の現状

(1) 臨床研修指定病院数

(平成14年4月1日現在)

年 度		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
開設者別		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国	厚生労働省	40	40	40	40	40	40	40	41	42	43	45	45	44
	その他	14	14	14	15	15	16	16	16	16	18	19	19	18
	小 計	54	54	54	55	55	56	56	57	58	61	64	64	62
公 的	都道府県	40	42	43	45	46	45	45	48	50	54	55	59	67
	市町村	36	38	41	43	44	44	47	54	56	62	78	87	95
	その他	35	36	37	39	40	44	49	51	57	57	63	67	73
	小 計	111	116	121	127	130	133	141	153	163	173	196	213	235
そ の 他	社会保険関係	19	18	18	19	19	20	20	21	23	23	24	26	26
	公益法人	15	13	13	17	14	14	15	16	19	34	38	46	56
	その他	20	25	27	27	35	42	49	64	80	85	103	112	115
	小 計	54	56	59	63	68	76	84	101	122	142	165	184	197
一般病院計		219	226	234	245	253	265	281	311	343	376	425	461	494
精神病院		16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
合 計		235	242	250	261	268	280	296	326	358	391	440	476	509

(2) 病院群による臨床研修指定病院数内訳 (平成14年4月1日現在)

病院群数	開設者別構成病院数		
	国	公 的	その他
138	8	58	72

(3) 医科大学(医学部)数 (平成14年4月1日現在)

区 分	大学数	病院数
国立大学	43	48
公立大学	8	10
私立大学	29	77
合 計	80	135

4. 医師臨床研修の実施状況

(単位：人、%)

年 度 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
研修対象者数	16,072	16,491	16,476	15,752	15,886	15,798	15,554	15,041	14,329	15,390
研 修 実 施 者 数	国立大学	4,871	4,885	4,563	4,581	4,439	4,651	4,590	4,570	4,500
	公立大学	1,169	1,316	1,284	1,162	1,145	1,088	1,106	1,088	986
	私立大学	4,462	4,617	4,808	4,585	4,433	4,545	4,511	4,147	4,055
	小 計	10,502	10,818	10,665	10,328	10,017	10,284	10,207	9,805	9,571
	国立病院・療養所	642	664	674	686	698	708	715	702	686
	公私立の指定病院	2,060	2,393	2,324	2,692	2,374	2,579	2,567	2,572	2,664
	小 計	2,702	3,057	2,998	3,378	3,072	3,287	3,282	3,274	3,350
	合 計	13,204	13,875	13,663	13,706	13,089	13,571	13,489	13,079	12,921
研 修 率	82.2	84.1	82.9	87.0	82.4	85.9	86.7	87.0	90.2	
指定病院研修率	(20.5)	(22.0)	(21.9)	24.6	23.5	24.2	24.3	25.0	25.9	

5. 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令について

1 趣 旨

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修について、臨床研修を行う病院（以下「臨床研修病院」という。）の指定基準、指定手続等を定めるものである。

2 内 容

（1）本省令において定められる主な事項

- ① 臨床研修の基本理念（第2条関連）
- ② 臨床研修病院の指定の申請（第4条及び第5条関連）
- ③ 臨床研修病院の指定基準（第6条関連）
- ④ 臨床研修病院の変更の届出（第8条関連）
- ⑤ 臨床研修病院の年次報告（第12条関連）
- ⑥ 厚生労働大臣の報告の徴収及び指示（第13条関連）
- ⑦ 臨床研修病院の指定の取消し（第14条関連）
- ⑧ 臨床研修の中断、再開及び修了（第16条及び第17条関連）
- ⑨ 臨床研修病院の記録の保存（第18条）

（2）臨床研修病院の指定基準（主なもの）

- ① 臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。
- ② 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- ③ 救急医療を提供していること。
- ④ 適切な指導体制を有していること。
- ⑤ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- ⑥ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

3 施行日

公布日（平成14年12月11日）

（参考）

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による医師法の一部改正により、平成16年4月1日から、診療に従事しようとするすべての医師に義務付けられるところである。

7. 医学部入学定員の推移

区分		昭和					平成		
		40	45	50	55	60	元	2	
大 学	国立	学校数	24	25	34	42	43	43	43
		入学定員	1,980	2,360	3,680	4,560	4,640	4,285	4,165
	公立	学校数	9	9	8	8	8	8	8
		入学定員	580	620	620	660	660	660	660
	私立	学校数	13	16	28	29	29	29	29
		入学定員	1,000	1,400	2,820	3,040	3,040	(2,935) 2,995	(2,925) 2,995
計	学校数	46	50	70	79	80	80	80	
	入学定員	3,560	4,380	7,120	8,260	8,340	(7,880) 7,940	(7,750) 7,820	

区分		平成						
		3	4~5	6	7~8	9~10	11~14	
大 学	国立	学校数	43	43	43	43	43	43
		入学定員	4,165	4,170	4,170	4,165	4,165	4,155
	公立	学校数	8	8	8	8	8	8
		入学定員	660	660	660	660	655	655
	私立	学校数	29	29	29	29	29	29
		入学定員	(2,915) 2,995	(2,895) 2,945	(2,885) 2,935	(2,885) 2,915	(2,885) 2,915	(2,885) 2,915
計	学校数	80	80	80	80	80	80	
	入学定員	(7,740) 7,820	(7,725) 7,775	(7,715) 7,765	(7,710) 7,740	(7,705) 7,735	(7,695) 7,725	

(注) 1. 国立には、防衛医科大学校を含む。

2. () 内は、募集人員。

8. 平成15年医政局所管国家試験実施計画日程表

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	地(加所数)
第97回 医師国家試験	14. 8. 1(木)	15. 1. 16(木)~ 1. 31(金)	15. 3. 11(火)~3. 14(金)	15. 3. 15(土)16(日) 17(月)		15. 4. 24(木)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、熊本県、沖縄県	1 2
第96回 歯科医師国家試験	14. 8. 1(木)	15. 1. 14(火)~ 1. 31(金)	15. 3. 13(木)~3. 18(火)	15. 3. 19(木)20(木)		15. 4. 22(火)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、福岡県	8
第89回 保健師国家試験	14. 8. 1(木)	14. 11. 29(金)~12. 19(木)	15. 2. 21(金)までに郵送	15. 2. 24(月)		15. 3. 27(木)	北海道、青森県、宮城県、東京都、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、沖縄県	1 1
第86回 助産師国家試験	"	"	"	15. 2. 25(火)		"	"	1 1
第92回 看護師国家試験	"	"	"	15. 2. 23(日)		"	"	1 1
第55回 診療放射線技師試験	14. 10. 2(水)	15. 1. 7(火)~ 1. 20(月)	15. 2. 20(木)までに郵送	15. 3. 6(木)		15. 4. 11(金)	(全科目)北海道、宮城県、東京都、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県	8
第49回 臨床検査技師国家試験	"	"	15. 2. 21(金)までに郵送	15. 3. 7(金)		15. 4. 11(金)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県	9
第38回 理学療法士国家試験	"	"	15. 2. 20(木)までに郵送	15. 3. 2(日)	15. 3. 10(月) (点字受験者)	15. 4. 14(月)	(筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知 県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地) 東京都	8
第38回 作業療法士国家試験	"	"	"	"		"	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県	8
第33回 視能訓練士国家試験	"	"	15. 2. 21(金)までに郵送	15. 3. 7(金)		15. 4. 11(金)	東京都、大阪府	2

平成15年医政局所管国家試験実施計画日程表（財団実施）

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	地	(か所数)
第16回 臨床工学士 国家試験	14.10.2(水)	15.1.10(金)～1.31(金)	15.2.21(金)に投函	15.3.2(日)	—	15.3.26(水)	北海道、東京都、大阪府、福岡県		4
第16回 義肢装具士 国家試験	"	15.1.24(金)～2.7(金)	15.2.14(金)に投函	15.3.7(金)	—	"	東京都		1
第12回 歯科衛生士試験	"	15.1.6(月)～1.20(月)	15.2.20(木)に投函	15.3.2(日)	—	15.3.28(金)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県		10
第23回 救急救命士 国家試験	14.11.8(金)	15.1.14(火)～2.14(金)	15.3.13(木)に投函	15.3.23(日)	—	15.4.18(金)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県		5
第11回 おしんアツパージ指圧師、はり師、きゆうほく師試験	14.10.2(水)	14.12.16(月)～15.1.6(月)	15.2.7(金)に投函	15.2.22(土) 15.2.23(日)	—	15.3.26(水)	各都道府県		47
第11回 柔道整復師試験	14.9.2(月)	15.1.6(月)～1.24(金)	15.2.21(金)に投函	15.3.2(日)	—	"	北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県		9
第5回 言語聴覚士 国家試験	"	15.1.14(火)～2.7(金)	15.3.12(水)に投函	15.3.23(日)	—	15.4.18(金)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県		6

9. 外国医師・外国歯科医師の臨床修練の実施状況

1. 臨床修練病院指定数(平成15年 1月31日現在) 299 病院

(内訳)

()は歯科の再掲、< >は統廃合

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
大学附属病院	(30)140	0	0	1	1	1	0	<1,Δ1>0	0	Δ1	Δ2	Δ1
国立病院等	23	0	0	0	0	1	0	<1,Δ1>0	0	0	<1,Δ1>0	0
公立病院	39	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
日 赤	10	0	0	1	Δ1	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の指定病院	33	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2	1
基準4の病院	18	2	2	1	1	1	2	1	3	2	0	1
計	(30)263	3	2	3	1	4	2	3	3	4	0	1

区 分	12年度	13年度	14年度	計
大学附属病院	<1,Δ1>0	1	0	(30)140
国立病院等	0	Δ1	1	24
公立病院	0	0	0	42
日 赤	0	0	0	10
上記以外の指定病院	1	1	1	43
基準4の病院	0	3	3	40
計	1	4	5	(30)299

2. 臨床修練医・修練歯科医許可数(平成15年 1月31日現在)

臨床修練医 812名
 修練歯科医 121名
 計 933名

(内訳)

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
臨床修練医	29	68	46	45	56	87	42	48	58	43	62	56
臨床修練歯科医	4	15	6	7	5	9	7	18	6	6	9	8
計	33	83	52	52	61	96	49	66	64	49	71	64

区 分	12年度	13年度	14年度	計
臨床修練医	57	63	52	812
臨床修練歯科医	4	11	6	121
計	61	74	58	933

3. 臨床修練指導医・指導歯科医認定数(平成15年 1月31日現在)

指導医 2,411名
 指導歯科医 356名
 計 2,767名

(内訳)

区 分	昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	652	82	223	44	41	15	82	11	58	12	126	27	51	20	67	15
国立病院等	183	0	9	0	0	0	12	0	8	0	13	0	3	0	10	0
公立病院	64	0	5	0	1	0	2	0	3	0	6	0	1	0	4	0
日 赤	6	0	4	0	2	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上記以外の研修指導病院	74	0	8	0	2	0	1	0	5	0	5	0	0	0	5	0
基準4の病院	58	1	9	0	6	0	4	0	2	0	4	0	5	0	0	0
計	1,037	83	258	44	52	15	107	11	76	12	155	27	60	20	86	15

区 分	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		計	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	48	14	52	7	66	16	55	34	48	13	98	31	24	12	1,691	353
国立病院等	13	0	30	0	8	0	8	0	1	0	7	0	2	0	307	0
公立病院	10	0	19	0	7	0	1	0	1	1	4	0	0	0	128	1
日 赤	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	24	0
上記以外の研修指導病院	8	0	14	0	11	1	8	0	2	0	2	0	3	0	148	1
基準4の病院	1	0	4	0	1	0	5	0	1	0	10	0	3	0	113	1
計	81	14	120	7	93	17	77	34	54	14	122	31	33	12	2,411	356

10. 医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について

平成14年12月13日
医道審議会医道分科会

医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について

(はじめに)

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づいて行われるものであり、医師、歯科医師その他の医療の担い手は、医療を受ける者に対し良質かつ適切な医療を行うよう努めるべき責務がある。

また、医師、歯科医師は、医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務としている。

医師法第7条第2項及び歯科医師法第7条第2項に規定する行政処分については、医師、歯科医師が相対的欠格事由に該当する場合又は医師、歯科医師としての品位を損するような行為があった場合に、医道の観点からその適性等を問い、厚生労働大臣はその免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずるものである。

医師、歯科医師免許の取消又は業務の停止の決定については、基本的には、その事案の重大性、医師、歯科医師として求められる倫理上の観点や国民に与える影響等に応じて個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならない。

また、より公正な規範を確立する要請に基づき、一定の考え方を基本としつつ処分内容を審議することが重要である。

このため、今後、当分科会が行政処分に関する意見を決定するにあたっては、次の「行政処分の考え方」を参考としつつ、医師、歯科医師として求められる品位や適格性、事案の重大性、国民に与える影響等を勘案して審議していくこととする。

この「行政処分の考え方」については、行政処分における処分内容が社会情勢・通念等により変化しうるべきものであると考えるため、必要に応じて、当分科会の議論を経ながら見直しを図っていくものとする。

なお、行政処分は、医師、歯科医師の職業倫理、医の倫理、医道の昂揚の一翼を担うものでもあり、国民の健康な生活の確保を図っていくためにも厳正なる対処が必要と考えている。

国民の医療に対する信頼確保に資するため、刑事事件とならなかった医療過誤についても、医療を提供する体制や行為時点における医療の水準などに照らして、明白な注意義務違反が認められる場合などについては、処分の対象として取り扱うものとし、具体的な運用方法やその改善方策について、今後早急に検討を加えることとする。

行政処分の考え方

(基本的考え方)

医師、歯科医師の行政処分は、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、医師、歯科医師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

医師、歯科医師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のよう考える。

- ① まず、医療提供上中心的な立場を担うべきことを期待される医師、歯科医師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の医療に対する信用を失墜するものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、応招義務や診療録に真実を記載する義務など、医師、歯科医師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含む。
- ② 次に、医師や歯科医師が、医療を提供する機会を利用したり、医師、歯科医師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- ③ また、医師、歯科医師は、患者の生命・身体を直接預かる資格であることから、業務以外の場面においても、他人の生命・身体を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- ④ さらに、我が国において医業、歯科医業が非営利の事業と位置付けられていることにかんがみ、医業、歯科医業を行うに当たり自己の利潤を不正に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。また、医師、歯科医師の免許は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療を担い得る者として与えられるものであることから、経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係の有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

(事案別考え方)

1) 医師法、歯科医師法違反（無資格医業、無資格歯科医業の共犯、無診察治療等）

医療は国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが国民の健康な生活を確保する任務を負うべき医師、歯科医師自らが、医師法又は歯科医師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪として、重い処分とする。

2) 保健師助産師看護師法等その他の身分法違反（無資格者の関係業務の共犯等）

医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、医療において指導的な立場にある医師、歯科医師自らが、医療に関する基本的な法令に違反する行為は、医師、歯科医師が当然に果たすべき義務を怠った犯罪として、医師法、歯科医師法違反と同様に、重い処分とする。

3) 薬事法違反（医薬品の無許可販売又はその共犯等）

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師自らが、同法令に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反（麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等）

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師として、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

5) 殺人及び傷害（殺人、殺人未遂、傷害（致死）、暴行等）

本来、人の命や身体の安全を守るべき立場にある医師、歯科医師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、医師、歯科医師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

6) 業務上過失致死（致傷）

①交通事犯（業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等）

自動車等による業務上過失致死（傷害）等については、医師、歯科医師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、医師、歯科医師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、行政処分の対象とし、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、人の命や身体の安全を守るべき立場にある医師、歯科医師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

②医療過誤（業務上過失致死、業務上過失傷害等）

人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する医師、歯科医師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に医師、歯科医師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤となる。

司法処分においては、当然、医師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師、歯科医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、病院の管理体制、医療体制、他の医療従事者における注意義務の程度や生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

7) 猥せつ行為(強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等)

国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、医師、歯科医師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、診療の機会に医師、歯科医師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

8) 贈収賄(収賄罪、贈賄罪等)

贈収賄は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に医師としての地位や立場を利用した事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

9) 詐欺・窃盗(詐欺罪、詐欺幫助、同行使等)

詐欺・窃盗は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、医師、歯科医師としての立場を利用して、虚偽の診断書を作成、交付するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、医師、歯科医師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

10) 文書偽造(虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等)

文書偽造は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、虚偽の診断書を作成、交付した場合など医師、歯科医師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

11) 税法違反（所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等）

脱税は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

また、医療は、非営利原則に基づいて提供されるべきものであることから、医業、歯科医業に係る脱税は、一般的な倫理はもとより、医師、歯科医師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、診療収入に係る脱税など医業、歯科医業に係る事案は、重めの処分とする。

12) 診療報酬の不正請求（診療報酬不正請求（保険医等登録取消））

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に受領することは、医師、歯科医師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

診療報酬不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、医師、歯科医師としての地位を利用し社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、診療報酬の不正請求により保険医等の登録の取消処分を受けた医師、歯科医師については、当該健康保険法に基づく行政処分とは別に医師法又は歯科医師法による行政処分を行うこととする。

行政処分の程度は、基本的には不正請求額などに応じて決定するが、当該不正は医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようとするものであるため、重い処分とする。